

ユアサイドニュース臨時号

令和4年8月31日、厚生労働省より10月以降の雇用調整助成金等特例措置の延長が発表されましたので、お知らせします。

なお、今回の延長にあたり、助成上限額が引き下げとなっています。

詳細については、以下の表をご確認ください。

雇用調整助成金

【中小企業】（上段：助成率、下段：助成上限額）

	令和4年7～9月	令和4年10～11月
原則的な措置	9/10（解雇時は4/5） 9,000円	9/10（解雇時は4/5） 8,355円
地域特例 業況特例	10/10（解雇時は4/5） 15,000円	10/10（解雇時は4/5） 12,000円

【大企業】（上段：助成率、下段：助成上限額）

	令和4年7～9月	令和4年10～11月
原則的な措置	3/4（解雇時は2/3） 9,000円	3/4（解雇時は2/3） 8,355円
地域特例 業況特例	10/10（解雇時は4/5） 15,000円	10/10（解雇時は4/5） 12,000円

※解雇の有無

令和3年1月8日以降の解雇等の実態の有無で判断されます。

※原則的な特例措置

令和4年10月以降は、生産指数が前年同期比（前々年同期、3年前同期または過去1年のうち任意月との比較でも可）で1か月10%以上減少している事業主が対象となります。

※地域特例適用

緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を実施すべき地域において、都道府県知事による要請を受けて、休業・営業時間の短縮等に協力した事業主が対象となります。

※業況特例適用

生産指数が、最近3か月の月平均で前年、前々年または3年前同月比で30%以上減少している事業主が対象となります（令和4年4月以降は毎月業況の確認が必要）。

休業支援金等

【中小企業・大企業】（上段：助成率、下段：助成上限額）

	令和4年7～9月	令和4年10～11月
原則的な措置	8割 8,355円	8割 8,355円
地域特例	8割 11,000円	8割 8,800円

※大企業はシフト制労働者のみ対象。

※地域特例の対象は、雇用調整助成金と同要件、また月単位での適用となります。

なお、詳しい変更内容については、担当者までご連絡ください。

以上